

福祉のまちづくり推進計画（素案）の概要

■ 計画の策定目的等

策定目的	調布市福祉のまちづくり条例におけるユニバーサルデザインの理念に基づき、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため。
計画期間	令和6年度から令和11年度までの6箇年
根拠法令	調布市福祉のまちづくり条例第7条
計画の特徴	誰もが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、誰もが進んで社会参加ができるよう、ハード・ソフト両面の取組を盛り込んだ計画としている。
対象	全ての市民

■ 計画の体系

計画の位置づけ	<p>調布市福祉のまちづくり推進計画は、調布市福祉のまちづくり条例第7条に基づき策定するもので、調布市における福祉のまちづくり推進にかかわる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画とする。</p> <p>また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけではなく、既存の施設等の改修の際にもできる限り本条例に沿った整備を促進する。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指す。</p> <p>なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合を図っていく。</p>
基本目標 ・ 基本的 考え方	<p>本計画の基本理念である「みんなが安心してともに生きる ところにやさしい 福祉のまちづくり」に基づき、5つの基本目標を定めて、総合的・計画的に福祉のまちづくりを推進する。</p> <p>（基本目標）</p> <ol style="list-style-type: none">1 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進2 誰でもスムーズに情報を受取ることができるまちづくりの推進3 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進4 誰もが快適に利用できる施設や環境の整備に向けたまちづくりの推進5 誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりの推進

<p>施策体系</p>	<p>5つの基本目標に基づく次の施策体系により、福祉のまちづくりに関連する事業を位置付ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進 2 誰でもスムーズに情報を受取ることができるまちづくりの推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備 (2) まちなかでの情報提供の充実 (3) 情報提供内容の充実 3 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 移動支援 (2) 社会参加支援 (3) 協働による地域づくり 4 誰もが快適に利用できる施設や環境の整備に向けたまちづくりの推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住まいの支援 (2) ユニバーサルデザインの施設の推進 (3) 施設等の安全対策の充実 5 誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりの推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時の防災対策の推進 (2) 交通安全・防犯対策の推進 (3) 安心の暮らしの支援
<p>市民及び当事者の現状把握</p>	<p>「調布市民福祉ニーズ調査」や障害者団体等への「グループインタビュー」を実施し、現状把握を行った</p>
<p>計画の進行管理</p>	<p>本計画の推進のため、PDCAサイクルの考え方に基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図る。</p> <p>また、進行管理については、調布市福祉のまちづくり連絡会において行うとともに、適宜、調布市地域福祉推進会議で、報告を行っていく。</p>